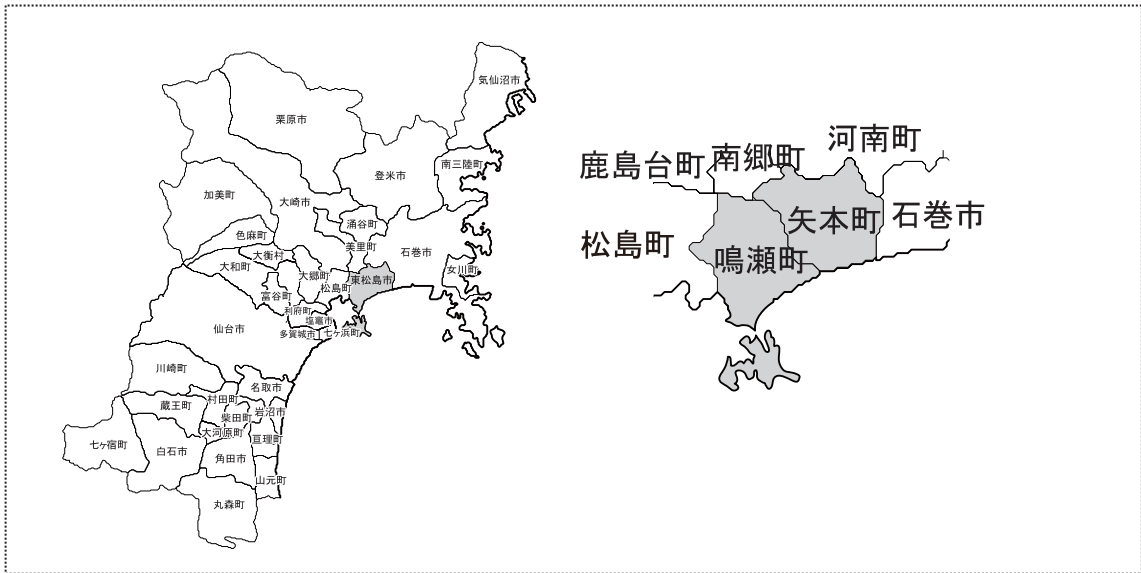


4 東松島市（ひがしまつしまし）



(1) 合併市町の概要

構成市町村	桃生郡矢本町，同郡鳴瀬町	
合併期日	平成17年4月1日	
合併方式	新設合併	
事務所の位置	東松島市役所	〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36番地1
	東松島市役所鳴瀬庁舎・鳴瀬総合支所	〒981-0303 東松島市小野字新宮前5
人口（H22.3.31 住民基本台帳）	43,337人	
面積（H21.10.1 国土地理院）	101.86 km <sup>2</sup>	
全職員数（H22.4.1 現在）	343人	
議員定数（H22.4.1 現在）	22人	

## (2) 合併の概要

## ①合併協議会の概要

合併協議会名	矢本町・鳴瀬町合併協議会
設立年月日	平成15年4月1日
解散年月日	平成17年3月31日
開催状況	平成15年4月7日～平成17年3月16日（計27回）
組織	会長：矢本町長 大森 栄治郎 副会長：鳴瀬町長 成澤 孝志 委員：26人（会長，副会長を含む。）
事務局	8人体制（矢本町4人，鳴瀬町3人，県1人） ※矢本町役場内

## ②主な合併協定の内容

議員の取扱い	特例適用なし・選挙区設定なし ・条例定数 24人（新市の設置後最初に行われる選挙のみ26人）
庁舎の位置	旧矢本町役場
新市町名称の選定方法	小委員会を設置し，選定方法を検討の上，公募の後，候補を選定し協議会で決定。 （候補：あおい市，青空市，奥松島市，滝山市，東松島市，松海市，未来市，桃生市）
農業委員会の取扱い	合併旧法8条に基づく在任特例適用（平成17年7月19日まで）
地方税の取扱い	・個人市民税，固定資産税，軽自動車税の税率は，差異がないため，現行のとおり引き継ぐ。 ・法人市民税，市たばこ税，特別土地保有税は，差異がないため，現行のとおり引き継ぐ。 ・鉱産税，水利地益税は，新市においては課税しない。 ・入湯税は，鳴瀬町の例により引き継ぐ。
使用料，手数料等の取扱い	・社会教育施設，社会体育施設使用料は，矢本町の例により調整し引き継ぐ。 ・その他の施設使用料は，現行のとおり引き継ぐ。 ・道路占用料，公共物占用料及び公園を占用する場合の使用料は，鳴瀬町の例により調整し引き継ぐ。 ・手数料は，鳴瀬町の例により調整し引き継ぐ。

国民健康保険事業及び介護保険事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税の税率は、平成16年度及び17年度はそれぞれ旧町の例によるものとし、平成18年度から統一する。</li> <li>・介護保険料は、矢本町の例により統一する。ただし、平成16年度は、それぞれ旧町の例による。</li> </ul>
下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道使用料は、鳴瀬町の例により引き継ぐ。ただし、平成16年度は、それぞれ旧町の例による。</li> <li>・農業・漁業集落排水使用料は、合併時までに調整し、公共下水道使用料と統一する。ただし、平成16年度は、それぞれ旧町の例による。</li> </ul>
町名、字名の取扱い	字の名称及び区域については、現行のとおりとする。
行政区の取扱い	行政区の名称及び区域は、現行のとおりとする。
地域審議会の設置	無
地方自治区の設置	無

### ③合併までの経緯

#### 【法定協議会設置前】

住民の合併に対する関心の高まりを背景に、石巻地域10市町（石巻市、河北町、矢本町、雄勝町、河南町、桃生町、鳴瀬町、北上町、女川町、牡鹿町）は、平成14年7月3日に首長と議会議長で構成する「石巻広域合併調査研究会」を設置した。研究会では、合併特例法の期限を踏まえ、10市町による任意の合併協議会を平成15年1月末に設置する方針を確認した。

このような中、矢本町議会では、平成14年8月8日の市町村合併調査特別委員会で、「石巻地域10市町の枠組みでは合併特例法の期限内の合併が間に合わない」などとして、矢本町、鳴瀬町、河南町の3町の枠組みによる合併を支持する意見が大半を占め、3町議会の代表で研究会を設ける方針を決定した。鳴瀬町議会も、市町村合併問題調査特別委員会が合併の具体的な枠組みの方向性を探るため、平成14年11月に枠組み案の対象となる矢本町議会や河南町議会、石巻市議会、松島町議会との意見交換会を実施した。特に、矢本町議会との意見交換では、双方から両町の連帯意識を強調する意見が多く出され、また、河南町を加えた3町合併の検討継続を支持する雰囲気意見交換がなされるなど、両町議会において、2町もしくは3町の枠組みによる合併案が醸成されていった。

鳴瀬町長は、平成14年9月6日の町議会において、「3町合併案は積極的に進めて行くに値する」と答弁し、11月18日には、矢本町長に対し、河南町を加えた3町合併について正式に申し入れを行った。また、翌19日には、矢本町議会が矢本町

長に対し、「合併については、政策の合意形成が比較的容易と判断される鳴瀬町、河南町との3町案、または鳴瀬町との2町案を基本にすべき」との申し入れを行った。

一方、河南町長は11月21日に鳴瀬町長に対し、石巻地域10市町の枠組みで合併を進めたい意向を明言した。また、河南町議会も鳴瀬町議会との意見交換の結果、3町案には否定的な考えが示されたこともあり、3町による合併案の実現が難しい状況となった。

このような状況を踏まえ、矢本町長は、12月11日の町議会において、石巻地域10市町の枠組みでの合併には当面加わらない考えを正式に示し、また、鳴瀬町長も12月18日の町議会全員協議会において、石巻圏の任意協議会には参加せず、矢本町との合併を目指すことを正式に表明した。

平成15年1月30日に、矢本町長と鳴瀬町長は、合同記者会見で、2町による新設合併を推進する方針を正式に発表した。2月21日には法定協議会設置を目指すために、両町長や両議会議長等で構成する合併準備委員会を発足させ、3月20日に両町議会において、法定協議会設置議案をそれぞれ全会一致で可決した。そして、4月1日に法定協議会である「矢本町・鳴瀬町合併協議会」（以下、「合併協議会」という。）が設置された。

#### 【法定協議会設置後】

合併協議会では、平成15年7月の第3回目の会議において、合併方式は新設合併に、合併期日は平成17年3月31日までを目標にすること、新市の事務所は矢本町役場とすることに決定した。なお、合併期日については、合併特例法の改正により、特例措置が1年間延長されたことを踏まえ、平成16年7月の第19回協議会において平成17年4月1日にすることを決定した。

また、平成15年9月の第4回及び第5回協議会では、議員の取扱いと新市の名称について協議した。

議員の取扱いについては、在任特例・定数特例とも適用せず、議員定数は24とし、新市の設置後最初に行われる選挙のみ26とすることに決定し、併せて、選挙区も設けないこととした。

新市の名称については、公募し、小委員会で候補を選定の上協議会で決定することを確認し、公募結果を踏まえ、小委員会が「あおい市」、「青空市」、「奥松島市」、「滝山市」、「東松島市」、「松海市」、「未来市」、「桃生市」の8候補を選定したことを受け、最終的に平成16年1月の第9回協議会で委員による投票の結果、「東松島市」に決定した。

そして、平成16年8月の第21回協議会で、継続協議となっていた一部事務組合の取扱いについても決定し、計55の協定項目すべてについて協議が整い、9月3日に合併協定調印式が行われ、13日に両町議会において合併関連議案をそれぞれ全会

一致で可決した。

9月24日に知事に対し廃置分合申請が提出され、12月16日に県議会において廃置分合議案が可決、県は同日付で廃置分合を決定し、総務省への届出を行った。

そして、1月17日に官報告示され、平成17年4月1日に東松島市が誕生する運びとなった。

#### ④合併までの取組経過

年月日	事項
平成14年7月3日	石巻地域10市町で「石巻広域合併調査研究会」設置
平成14年11月18日	鳴瀬町長が矢本町長に河南町を含めた3町合併を申入れ
平成14年11月19日	矢本町議会は石巻地域10市町による合併特例法期限内の合併は現実的でないとして、鳴瀬町、河南町との3町案か鳴瀬町との2町案を基本とするよう矢本町長に申入れ
平成14年11月21日	河南町長は鳴瀬町長に対し3町案を拒否したことを言明
平成15年1月30日	矢本町長と鳴瀬町長は、合同記者会見で2町合併の推進を表明
平成15年2月21日	合併準備委員会設置
平成15年3月20日	両町議会で法定協議会設置議案を可決
同日	合併重点支援地域に指定
平成15年4月1日	法定協議会設置
平成16年9月3日	合併協定調印式
平成16年9月13日	両町議会で合併関連議案すべてを全会一致で可決
平成16年9月24日	廃置分合申請
平成16年12月16日	県議会で廃置分合議案可決
同日	知事の廃置分合決定
平成17年1月17日	官報告示
平成17年1月21日	新市の職務執行者を成澤孝志鳴瀬町長に決定
平成17年4月1日	東松島市誕生